

■議案第57号 四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成 29 年 5 月に公布され来年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、条件付採用及び臨時的任用について、8 つの項で規定されていた地方公務員法第 22 条が、条件付採用のみを規定する条となったため、改正を行うものです。

【改正内容】

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改めます。

【新旧対照表】

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成 18 年四万十町条例第 32 号)	
改正後	改正前
(職員の派遣) 第 2 条 (略) 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条 に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第 2 条 (略) 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条第 1 項 に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) 3 (略)

【根拠法令等】

地方公務員法(抜粋)

(条件付採用) 第 22 条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。
--